

保護者 各位

## 令和8年度就学援助制度のお知らせ

山鹿市教育委員会

山鹿市教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

### 1. 就学援助を受けられる方

山鹿市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護の受給者あるいは下記認定要件①～⑧のいずれかに該当する方が対象になります。

	認定要件	申請に必要な証明書類
①	前年度又は本年度に生活保護の停止・廃止を受けた	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
②	市民税が非課税・減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている	市民税が非課税 ※1 参照 固定資産税の減免の場合は、減免の決定書の写し
③	国民年金保険料の1/2以上免除を受けている	年金機構発行の「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し
④	国民健康保険税の減免、又は徴収の猶予を受けている	「国民健康保険税減免承認決定通知書」の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている	「児童扶養手当証書」の写し ※有効期間の記載のあるもの ※特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証は無効
⑥	生活福祉資金による貸付を受けている	「貸付証明書」の写し
⑦	世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている	「雇用保険日雇労働被保険者手帳」又は「雇用保険受給資格者証」の写し
⑧	その他経済的に困窮し、学用品等の購入又は学校納付金の支払いに困っている	※1 参照

- ※1 ②又は⑧の認定要件の方で、新入学児童生徒学用品費の申請者は令和7年1月1日現在の住所地が山鹿市外の方は、「令和7年度の市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります。また、新入学児童生徒学用品費以外の申請者は、令和8年1月1日現在の住所地が山鹿市外の方は、「令和8年度の市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります（令和8年の6月頃に発行になる自治体が多いです）。詳しくは取得先の市町村にお問い合わせ下さい。
- ※ 住民票上は別世帯であっても、生計を一にしている場合は、同一世帯と判断し審査します。
- ※ 申請者全員が必ず認定を受けられるとは限りません。また、再度証明書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 世帯状況が変更となった場合は、再度申請書の提出をお願いします。

## 2. 就学援助の費目

次の(1)～(6)の一部を支給します。

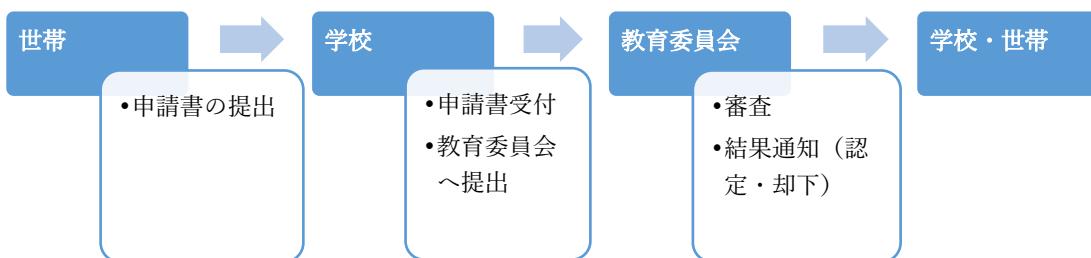
- |                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| (1) 新入学児童生徒学用品費 | (2) 学用品費  | (3) 通学用品費 |
| (4) 校外活動費       | (5) 修学旅行費 | (6) 学校給食費 |

※生活保護受給者の方は、(5)修学旅行費のみ対象となります。

## 3. 申請の方法

申請書及び認定要件の証明書類等を添付し、在学中の学校へ提出ください。小・中学校の両方に在学する場合は、小学校へ提出ください。(中学生の兄姉分も対象児童生徒欄に記載してください。) 生活保護受給者の申請は必要ありません。

《申請から認定までの流れ》



## 4. 申請書提出期限

令和8年2月13日（金）

## 5. 支給の時期及び方法

時期：学期ごと（年3回）に分けて支払います。

方法：申請者の口座へ直接支払います。

（ただし、校納金等に未納が生じた場合には、学校口座への振込みとし、未納分を充当させていただくことがあります。）

## 6. 留意事項

◎現在生活保護を受給されている方は、就学援助申請の必要はありません。

◎家庭状況の変化等で経済的に困る状況となった場合、提出期限に限らずいつでも申請できます。

◎申請後世帯状況が変更になった場合は再審査となりますので、改めて申請書の提出をお願いします。

◎4月1日以降に提出された場合は、学用品費等は日割り計算による支給となります。

◎申請後、他市町村に転出される場合に通知等はありませんので、転出先の市町村で改めて手続きが必要となります。

◎就学援助申請に関するお問い合わせは、学校（事務室）または教育委員会へお尋ねください。

### お問い合わせ先

- |           |       |                    |
|-----------|-------|--------------------|
| ・山鹿市立     | 学校    | TEL :              |
| ・山鹿市教育委員会 | 学校教育課 | TEL : 0968-43-1638 |